

伊 勢 市 公 報

第 295 号
平成 30 年 2 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢フットボールヴィレッジ活用促進事業業務受託者選定委員会規則	2
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	5
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	6
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	7
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	8
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	11
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	12
公 告	
○ 公示送達	13
○ 農用地利用集積計画について	14
○ 所有者の判明しない猫の引き取りについて	15
○ 公示送達	16
○ 公示送達	18
○ 犬の抑留について	19

伊勢フットボールヴィレッジ活用促進事業業務受託者選定委員会規則を

ここに公布する。

平成30年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第2号

伊勢フットボールヴィレッジ活用促進事業業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢フットボールヴィレッジ活用促進事業業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢フットボールヴィレッジ活用促進事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光誘客課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 14 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 30 年 2 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 30 年 2 月 19 日（月）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 平成 30 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 平成 29 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成30年2月9日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

記

- 1 日 時 平成30年2月15日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第3号 平成30年度教育関係予算について
 - 議案第4号 平成29年度教育関係補正予算（第8号）について
 - 議案第5号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について
 - 議案第6号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
 - 議案第7号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について
 - 議案第8号 伊勢市観光文化会館条例及び伊勢市附属機関条例の一部改正について
 - 議案第9号 伊勢市文化財保護条例の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定による、公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記のとおり定めます。

平成30年2月5日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 1 公表の方法 | 伊勢市公告式条例による |
| 2 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日 |
| 3 公表の時期 | 平成30年2月 |

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

平成30年2月5日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 平成29年1月1日

至 平成29年12月31日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	(株)東京商工リサーチ津支店	三重県が実施する「第6回みえ県民意識調査」の対象者抽出	H29.1.11	全地区 1人	三重県津市栄町1-840	第28条の3第1項
2	(株)スクエア三重事業所	三重県が実施するe-モニター の募集案内送付のための対象者抽出	H29.1.31	全地区 633人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項
3	(株)スクエア三重事業所	三重県が実施する「地域医療に関する県民意識調査」の対象者抽出	H29.1.31	全地区 215人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項
4	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出	H29.2.21	有滝町 50人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
5	(株)百五総合研究所	三重県が実施する「結婚等に関する県民意識調査」の対象者抽出	H29.6.13	全地区 70人	三重県津市岩田21-27	第28条の3第1項
6	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出	H29.6.20	上地町、小俣町本町 50人 二見町今一色 50人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
7	(株)スクエア三重事業所	三重県が実施する「在宅医療及び介護予防に関する県民意識調査」の対象者抽出	H29.6.26	全地区 215人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項
8	楠木 宏彦	政治活動のため	H29.9.1	大湊町、二見町 61人	三重県伊勢市大湊町111-8	第28条の2第1項
9	毎日新聞社	毎日新聞社と埼玉大学が実施する全国の有権者を対象にした世論調査の対象者抽出	H29.9.4	小俣第1投票区 11人	東京都千代田区一ツ橋1-1-1	第28条の3第1項
10	(株)スクエア三重事業所	三重県が実施する「防災に関する県民意識調査」の対象者抽出	H29.9.6	全地区 346人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る 選挙人の範囲	申し出者が法人の場合 主たる事務所の所在地	備考
11	(社)共同通信社	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出	H29. 9. 13	明倫第2投票区 12人 北浜第2投票区 12人 小俣第2投票区 12人	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の3第1項
12	読売新聞東京本社	読売新聞が実施する全国の有権者を対象にした世論調査の対象者抽出	H29. 11. 15	北浜第3投票区 30人	東京都千代田区大手町1-7-1	第28条の3第1項
13	(社)新情報センター	内閣府が実施する「消費動向調査」の対象者抽出	H29. 11. 21	船江1丁目・2丁目 40人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
14	(社)中央調査社	関西学院大学が実施する「選挙制度の効果に関する国際比較調査」の対象者抽出	H29. 11. 28	浦口4丁目 19人	東京都中央区銀座6-16-12	第28条の3第1項
15	(株)東京商工リサーチ津支店	三重県が実施する「第7回みえ県民意識調査」の対象者抽出	H29. 12. 5	全地区 716人	三重県津市栄町1-840	第28条の3第1項
16	(株)ゼンリン津営業所	三重県が実施するe-モニターの募集案内送付のための対象者抽出	H29. 12. 20	全地区 694人	三重県津市海岸町4-12	第28条の3第1項

伊勢市農業委員会告示第 2号

伊勢市農業委員会第146回総会を次のとおり招集します。

平成30年2月8日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成30年2月14日(水)午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(許可権分)
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(許可権分)
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第 1 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 30 年 2 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 30 年 2 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 30 年 3 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
勢田町、常磐 2 丁目、常磐 3 丁目、浦口 3 丁目、小木町、竹ヶ鼻町、
小俣町新村及び小俣町明野の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第7号

公 示 送 達

下記の者の平成29年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 2 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第9号

所有者の判明しない猫の引き取りについて

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので公告します。

平成30年2月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りをした猫

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	船江3丁目	猫	洋猫	灰	雄	大	91日 以上	ピンク の首輪

2 引取りをした日 平成30年2月3日

3 収容期限 平成30年2月8日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 10 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 2 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
省略	省略	省略

省略	省略	省略

伊勢市公告第 11 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 2 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
省略	省略	省略

伊勢市公告第 12 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 30 年 2 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町明野	柴	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 30 年 2 月 13 日

3 抑留期限 平成 30 年 2 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）